

## 令和7年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会 議事録

日時:令和8年2月12日(木) 午後2時から午後4時まで

場所:大阪府

出席委員:

- ◎大崎 年史 大阪府社会福祉協議会 成人施設部会 部会長
- 甲田 陽子 熊取町 健康福祉部 障がい福祉課長
- 寺田 一男 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長
- 難波 志保 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
- 原田 徹 公益社団法人 大阪社会福祉士会 事務局長
- 東野 弓子 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事
- 前川 たかし 一般社団法人 大阪府医師会 理事
- 前澤 友紀 大阪狭山市 健康福祉部 福祉政策グループ 課長
- 松尾 洋輔 大阪弁護士会
- 的場 亮介 大阪府小学校長会
- 山本 美世子 公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長
- 横田 寛功 大阪府警察本部 生活安全部 生活安全総務課  
人身安全対策室 情報担当補佐課長補佐

◎ 部会長代理

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を開催いたします。委員の皆様には業務ご多忙の中、ご出席いただき、ありがとうございます。

会議に先立ち、事務局を代表して大阪府障がい福祉企画課課長補佐よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉企画課です。今日はよろしく願いいたします。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しいところ、当部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本府においては、市町村や各関係機関の皆様と連携し、虐待防止の体制整備や広報・啓発活動などに取り組んでいるところです。大阪府内における虐待の対応状況については、養護者による虐待、施設従事者等による虐待の通報件数、虐待判断件数ともに、例年全国でも上位に位置する状況が続いています。

近年、障がい福祉サービス事業所等における虐待事案の報道が増えており、その影響や、障がい福祉サービス事業所等での虐待防止措置の義務化もあり、本府でも従事者虐待の通報件数が増加しています。ただし、通報件数の増加は、府民や施設従事者等の虐待防止に対する意識の高まりの表れでもあると受け止めています。

一方で、多くの虐待が発生している事実は重く受けとめ、今後さらに虐待対応力の向上と、未然防止に取り組む必要があると考えています。

本日は、大阪府の障がい者虐待の取組の現状等に加え、大阪市地域福祉課のご担当者様より大阪市の取組についてご報告申し上げます。虐待対応力の向上や虐待防止ネットワーク整備に向け、委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。

○事務局

当部会運営要綱の第5条第2項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立していることを報告いたします。

委員の皆様には、のちほど、各関係機関の取組状況等についてご報告をいただきますが、お名前、所属等は資料にある名簿及び配席図にて確認ください。

また本日は、市町村における障がい者虐待防止の取組を報告していただく、大阪市の担当者、オブザーバーとしてその他市町村の皆様にお越しいただいています。

議事に移る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。次第、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会運営要綱、委員名簿、配席図、資料Ⅰ「大阪府障がい者虐待防

止支援事業の主な取組」、資料2-1「令和6年度障害者虐待防止法に係る大阪府内の対応状況について」、資料2-2「令和6年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取組について」、資料3「大阪市における障がい者虐待防止の取組」、参考資料「大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修〈特別講演会〉を開催しました」以上です。不足ございませんでしょうか。

障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき、本部会を運営してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、本部会においては、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に対する指針に基づき、公開で実施をすることとします。また本日は、傍聴の方がいるため、個人のプライバシーに関わる内容について議論する場合には、一部非公開ということで、傍聴の方に退席いただくこととなります。委員の皆様で、プライバシーに関わる発言をする場合は、事前に事務局に申し出ください。

続いて、本日の各議題とその所要時間をあらかじめお伝えいたします。

まず、大阪府より議題1「大阪府における障がい者虐待防止の取組について」、議題2「令和6年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」を報告し、委員からの意見等も含め、14時45分までとします。議題3は、「市町村における障がい者虐待防止の取組」として大阪市より取組を報告いただき、15時5分まで議論いただきます。議題4は、「各関係機関の取組状況等について」です。各関係機関での取組を報告いただき、その後、意見交換ができればと思います。各関係機関の取組については、16時まで時間の許す限りとし、それ以降の延長は行わないことを報告いたします。

大阪府障がい者自立支援協議会においては、同協議会規則の規定により、部会長は、当協議会会長が指名をすることとなっています。指名に基づき、引き続き津田委員に部会長に就任いただいているため、委員の皆様にはご了承いただきますようお願いいたします。

併せて、当部会運営要綱の規定に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長はあらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。」となっています。本日、津田部会長が急遽欠席となったため、部会長より指名いただいている、大崎委員に代理をお願いしています。ここからの進行は、大崎委員、お願いいたします。

#### ○部会長代理

よろしく願いいたします。今日は、午前中に事務局から電話をいただき、急遽、私が部会長をするということになりました。限られた時間ですから、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

お手元の次第に沿って議事を進めていきます。議題1「大阪府における障がい者虐待防止の取組について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

障がい福祉企画課から説明いたします。資料1をご覧ください。今回の部会は、市町村の取組事例として、大阪市からしていただく報告や、委員の皆様の各関係機関での取組報告、また協議の時

間を中心にしたいと考え、事前に委員の皆様と資料は共有しているため、資料1については今年度（令和7年度）、大阪府における力を入れた取組を中心に説明いたします。

スライド1とスライド2については、令和7年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組をまとめており、スライドの左側には目的として、スライド1には「1. 市町村の虐待対応力の向上」、「2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止」、スライド2には「3. 関係機関との連携」、「4. 虐待防止に係る広報啓発」とテーマを大きく4つに分けています。

大阪府が主催する障がい者虐待防止・権利擁護研修では、市町村職員向けと事業所職員向けの研修を行っています。令和6年度から厚生労働省より、標準的な研修カリキュラムの提示があったため、どちらの研修においても厚生労働省のカリキュラムを使用し、講義動画の配信、集合形式での演習研修を実施しています。

スライド3をご覧ください。令和6年度より厚生労働省から標準的な研修カリキュラムの提示があり、市町村職員向け研修では、これまでの研修内容を見直しました。基礎研修として、養護者コースと施設従事者コースを設定し、この研修で厚生労働省のカリキュラムを使用し、大阪府独自の研修として、スキルアップ研修を実施しました。令和7年度においては、令和6年度の研修内容に加えて、組織の判断力を高めることを目的とし、令和5年度まで行っていた管理職研修を再度設定しています。そのほか、前年度（令和6年度）、本部会で報告いただいた島本町に、大阪府とともに厚生労働省主催の指導者養成研修を受講していただきました。島本町には、次年度（令和8年度）の市町村職員向け研修の企画会議や演習のファシリテーターとして協力をいただく予定です。なお、次年度（令和8年度）の指導者養成研修には、今年度取組を報告いただく大阪市に受講していただくことになっています。引き続き、市町村との連携を図っていきます。

スライド4をご覧ください。市町村職員向け研修の実績になります。表の右側が大阪府独自の管理職研修とスキルアップ研修の内容です。管理職研修では、「障がい者虐待に関わる市町村の責務」をテーマに、当部会の弁護士の委員に講義をいただきました。またスキルアップ研修では、専門的な技術の獲得や対応力の向上、他機関との連携を意識した内容を設定し、判断に迷う事例の検討においては、市町村より法的な観点で対応が必要な事例への助言を求めるニーズが高かったことから、弁護士より助言をいただいています。

スライド5は、事業所職員向け研修の実績です。こちらの研修では、厚生労働省のカリキュラムの他に大阪府独自の講義として、ヤングケアラーの支援研修のほか、大阪府内の障がい者虐待の状況の講義動画を配信しました。

また、令和7年度は、本研修に加え、事業所職員を主な対象とした特別講演会を実施しました。当日の様子の画像を掲載した参考資料をご覧ください。当日は2部構成で、社会福祉法人ライフサポート協会 常務理事 障がい事業部長によるアンガーマネジメントをテーマとした研修と、植草学園大学 副学長を招聘しての講演会を行いました。会場のドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）のホール 500名の座席がほぼ満席でした。

資料1に戻っていただき、スライド6をご覧ください。施設従事者等による虐待の対応についてです。下の表は、大阪府、東京都及び全国の状況について、それぞれの事業所数に占める虐待判断

件数から、虐待の発生率を算出したものです。全国的に増加傾向にありますが、大阪府の発生率は、令和6年度においては、前年度よりも低下しています。大阪府の傾向については、もう少し長期的に見ていく必要があると考えています。

スライド7をご覧ください。令和4年度に本部会で報告し、令和5年度から立ち上げた専門委員会についてです。大阪府が権限を有する障がい福祉サービス事業所等で、重大な従事者虐待事案が発生した際に専門委員会を立ち上げ、大阪府が指導するにあたり、助言等をいただく流れになります。構成員は本部会の部会長、弁護士、社会福祉士の3名になります。なお、今年度（令和7年度）は専門委員会の開催実績はありません。

スライド8は、使用者虐待の対応スキームについてです。厚生労働省のスキームと異なり、大阪方式では市町村、大阪府、大阪労働局が連携して事実確認や調査等を行い、そのうえで大阪労働局において、関係法令に基づく指導等が行われるようにしています。新たな連携強化として、就労継続支援A型事業所での事案については、施設従事者虐待と使用者虐待の両方に該当するため、対応の主体である市町村と労働局が協働で事業所への訪問調査を行うための枠組みについて、大阪労働局と協議を行っており、今年度内に通知の発出を予定しています。

また、大阪府と大阪労働局では、2カ月に一度、実務者会議を行っているほか、全市町村を対象とした拡大版実務者連絡会議も年1回実施しており、連携を図っています。

スライド9をご覧ください。専門性強化事業についてです。市町村が対応に悩む事案について、大阪弁護士会、大阪社会福祉士の両会による専門職チームを派遣し、助言する事業を実施しています。今年度の実績は、令和8年1月末時点で、1件となっています。引き続き、市町村の支援を行っていきます。

スライド10をご覧ください。令和4年度から大阪府の提案により開始された、近畿府県障がい者虐待防止担当者との情報交換会についてです。今年度も各府県から多くのテーマが集まり、それぞれの府県の取組について情報交換を実施しました。

スライド11をご覧ください。市町村指導の実施についてです。これまで受付件数の多い、市を中心に実施をしてきましたが、令和6年度より件数に関わらず、虐待対応に関する体制等の確認を行うために、町村も対象に実施しており、令和7年度は20市町を対象に実施しました。この市町村指導は、大阪府と市町村の担当者との顔の見える関係づくりや、ケースファイルの確認及びヒアリングを行うことで市町村の課題や、困りごとを直接把握し、それを次年度の研修等に活かすことを主な目的としています。また、今年度（令和7年度）の市町村指導では、虐待判断が根拠に基づき適切に行われているか、記録の整備について重点的に確認し、事実に基づいた積極的な虐待判断をお願いしています。

スライド12です。昨年度（令和6年度）も大阪府の課題として申し上げたのですが、市町村間での対応力の差は依然として課題だと考えています。スライド右側に記載しているように市町村の役割として、体制整備と対応管理を十分に行っていただき、虐待の早期発見、早期対応、再発防止に繋がてもらう。そして、左側に記載のとおり、大阪府が日々の相談、研修や各関係機関との連携を通して市町村職員の対応力向上を支援するという、この両軸により、オール大阪で重大な障がい者虐

待ゼロの実現を目指していきます。

今後とも引き続き、大阪府の障がい者虐待防止に関する施策推進にご協力をお願いいたします。以上です。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございます。今、説明をいただいた内容ですが、事前に各委員に意見を聞いたり、質問があればその都度、回答してもらっているのですが、今日は、本部会において何かご質問や、共有をしておきたい内容があれば、意見を受けたいと思います。何かありますか。

#### ○委員

弁護士会です。本年度（令和7年度）もいろいろと活動をいただき、ありがとうございます。この資料を説明いただいた後に少し考えたことがあり、スライド10ページです。近畿府県の情報交換会をしているということで、これ自体はとてもよい取組だと思います。弁護士会では高齢者・障がい者の虐待について虐待防止のアドバイザーとして弁護士を派遣する契約を大阪府下の自治体と締結しているのですが、高齢者虐待に関しては、ユーザーである自治体を集めて、アドバイザー制度の運用について意見を聞く会合を毎年行っています。そこである町の方が言っていたのですが、その町は兵庫県との県境にあるのですね。そうすると、ケース本人は必ずしもその町内の人たちばかりではなくて、たまたま今は町内にいるけれども、前は兵庫県にいた人がいると。これが大阪府下であれば、大阪市内からどこかの町に行くといった場合、府下の自治体間で情報共有がしやすいけれども、県をまたいでしまうとまったく情報を取ることができないということがあるそうです。近畿府県の情報交換会は、まさにその府県レベルでされていると思うのですが、このように市町の単位で県境をまたいだ情報交換はされる機会はありますかと聞くと、市町の単位ではなかなかできないということでした。府県で音頭を取っていただかないと、県境をまたいだ情報交換は、市町レベルでは難しいかなと思いました。

高齢者虐待の話ではありましたが、きっと障がいのほうでも同じことが起こるのではないかと思います。今後、そのような取組も検討いただければと思います。以上です。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございました。今の意見に対して、事務局から何かありますか。

#### ○事務局

貴重なご意見をありがとうございます。そういうことも踏まえて今後、どのような形で連携ができるかも検討をしていきたいと思っています。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。ほかに何かありますか。議題1で。よろしいですか。では、何かあれば最

後をお願いいたします。

続いて、議題2に移ります。「令和6年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況について」説明をお願いいたします。

#### ○事務局

障がい福祉企画課です。資料2-1「令和6年度障害者虐待防止法に係る大阪府内の対応状況について」をご覧ください。

令和7年12月24日に厚生労働省より令和6年度の全国の障がい者虐待の対応状況が公表されました。それを受けて、大阪府でも令和6年度の対応状況を公表しています。実際の資料が、資料2-2「令和6年度大阪府内における障がい者虐待の対応状況と大阪府の取組について」となります。その一部を抜粋したものが資料2-1です。こちらの資料についても事前に委員の皆様と共有をしているため、簡潔に説明いたします。

スライド1をご覧ください。こちらは、府内及び全国の障がい者虐待の対応状況を示していますが、件数の下の()内の数字は、令和5年度の対応状況です。比較してご覧いただければと思います。

養護者による障がい者虐待では、相談・通報・届出件数が2,024件、虐待と判断した件数が299件とどちらも全国1位となっています。なお、相談・通報・届出件数では、2位の神奈川県が1,562件となっています。続いて、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待については、相談・通報・届出件数が481件で、全国4位、虐待と判断した件数が106件で、同じく全国4位となっています。使用者による障がい者虐待については、市町村・都道府県で受け付けた相談・通報・届出件数が69件でした。参考に、労働局の対応として、使用者による障がい者虐待の状況を一番右に記載しているので、またご確認をお願いいたします。

それでは、養護者、施設従事者、使用者それぞれについて傾向をお伝えします。まずは、養護者による虐待についてお伝えします。少し飛びますが、スライド13をご覧ください。こちらは、大阪府の平成24年度からの養護者虐待に関する調査結果の経年比較です。相談・通報・届出件数は障害者虐待防止法が施行された平成24年度から増加を続けています。警察からの通報が約75パーセントを占めており、相談・通報・届出件数と同じように、警察からの通報件数が年々増加しているのが特徴になります。また全国でも警察からの通報件数が最も多くを占めています。スライド15をご覧ください。こちらに内訳を紹介しているため、またご覧ください。

次に、従事者による虐待についてお伝えします。スライド23をご覧ください。令和6年度の相談・通報・届出件数は、令和5年度と比べて、29件増加しています。令和4年度から従事者への虐待防止研修の実施、虐待防止に係る委員会や責任者の設置がすべて義務化になっていることや、府内や全国で事業所での虐待報道事案が多く発生していること、また大阪府の研修でも行政に相談するような気持ちで通報してもらうよう周知を行っていることなどから、事業所の設置者や管理者をはじめとする職員の通報への意識が高まり、件数増加に繋がっていると認識しています。

スライド25をご覧ください。こちらは、大阪府の相談・通報・届出者の内訳の経年比較です。当該施設・事業所の設置者・管理者、サービス管理責任者、職員等を合わせた施設・事業所職員からの

通報が全体の約3割となっており、こちらのスライドからも事業所の通報への意識が高まっていることがわかります。

スライド 28 をご覧ください。こちらは、大阪府で虐待が認められた事業所種別の経年比較です。大阪府では、共同生活援助いわゆるグループホームが最も多くなっています。また、スライド 27 にあるように全国でもグループホームが最も多い結果となっています。

スライド 28 に戻ります。共同生活援助の次は、障がい者支援施設の件数が令和6年度より増加し、2番目に多い種別となっています。

スライド 30 のクロス集計①をご覧ください。こちらの表では、支援区分の高い重度の人が身体拘束を含む身体的虐待を受けやすいという従来の傾向が令和6年度も続いていることがわかります。

最後に、使用者による虐待についてお伝えします。スライド 32 をご覧ください。こちらは、大阪府の平成 24 年度からの使用者虐待に関する結果の経年比較です。相談・通報・届出件数 69 件について、同一事業所での通報が複数あったことから、大阪府より大阪労働局へ報告した事業所数は、48 事業所となります。次にスライド 33 をご覧ください。相談・通報・届出者の内訳の経年比較です。本人による届出が最も多い状態が続いています。

スライド 34 は、令和6年度大阪労働局における使用者による障がい者虐待の状況等についてを参考資料としてお示ししています。(1)に記載している業種について、就労継続支援A型事業所での事案については、「医療福祉」に分類されています。

大阪府より、障がい者虐待の対応状況の説明については以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。資料2-1、2-2で何か質問等がありますか。委員の皆様、よろしく願います。

なければ、私から一つ質問をいたします。前回は質問したかもしれないのですが、資料2-2の 13 ページ、表の 25 について、市町村における施設従事者の虐待の箇所ですが、市町村における事実確認調査を行った事例があり、「虐待の事実が認められなかった」が 186 件、「虐待の事実の判断に至らなかった」が 136 件。この違いに何かあるのですか。至らなかったということは、年度末までに虐待の判断ができなかったのかということなのかが一つの質問です。また、虐待の事実が認められなかったのであれば、私は施設を運営しているので虐待の相談に行ったこともあるのですが、虐待の事実が認められなかった事業所に対しては、何か書類が送られるのかというのがお聞きしたい。

それから印象ですが、同じく資料2-2の 17 ページ、表 38。虐待の発生要因は、この5つが絡み合って、施設の中で虐待が発生すると我々は認識をしているのですが、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が、かなり件数が少ないと思っていて、入所施設の施設長会をするのですが、どこの府内の知的の入所施設の場合も、人が足りなくてぎりぎり回している施設がほとんどです。私の所もぎりぎり回っていて、先月、ネパールから3名雇用して、今月の終わりには男性のネパール人を3名雇用している状況になっているため、この人員不足という要因がなぜ少なかったのかなということが私の感想ですが、そんな印象を持っています。

まず、スライド 25 の質問からお願いいたします。

#### ○事務局

生活基盤推進課です。ご質問ありがとうございます。まず、虐待の事実が認められなかったと、判断に至らなかったという箇所ですが、虐待の事実が認められなかった事例は、事実確認調査を行った結果、従事者虐待の定義には当てはまらなかったことがわかったとか、あとはそもそも虐待の事実がなかった。例えば、身体拘束がありましたと通報が入ったけれども、実際に事実確認調査をする中で、緊急止むを得ず、行わざるを得なかった身体拘束であった、しかも手続きがきちりと踏まれていた、という場合は、虐待の事実が認められなかった事例ということになります。

虐待の事実の判断に至らなかった事例は、事実確認調査を行ったものの、その調査からは虐待と判断するに足る情報を得られなかった場合や、虐待の調査は任意の調査になるため、その協力を得ることができなかったというものが判断に至らなかった事例となります。

翌年度に繰り越すものについては、その下にある、「事実確認調査中の事例」というものと、あとその2行下の「虐待調査を行っていない事例」の中の2つ目の「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」、こちらにカウントされて、令和7年度に引き続き対応をして、判断をしていく流れになります。

虐待の判断に至らなかった件について、書面等が施設に届くのかということなのですが、虐待と判断をして書面で判断結果を出している市町村と、特に書面では出さずに口頭で伝えている市町村があります。市町村によって対応が異なっているということと、あとは、判断には至らなかった場合でも、若干「虐待ではないか。」ということがあったから市町村に通報が入ってきていると思うので、市町村も事実確認調査を行う中で判断はできなかったけれども、もし虐待があった場合にどのようにするかということで「対応を考えていってくださいね。」という助言というか、お願いはされているのではないかと、市町村とやりとりする立場では感覚としては持っているところだと思います。よろしいでしょうか。

#### ○部会長代理

ありがとうございます。事業所としては、何らかの文書をいただいて、それで今回の通報は終了したとできればと思ってお聞きしました。ほか、何かありますか。委員、お願いいたします。

#### ○委員

大阪社会福祉士会です。施設の虐待の件で、共同生活援助が全国でも、大阪府でも虐待の件数がとても多い状態になっているのですが、これは何か原因や理由を把握したり、整理されているのでしょうか。特別な理由があれば教えていただけるとありがたいです。

#### ○部会長代理

事務局、何かありますか。難しいですか。

#### ○事務局

共同生活援助に着目しての分析まではできていないのが現状です。おそらく、グループホームを一人で支援するとか、福祉の勉強をずっとしてきた人だけではなくて、他の業種から入ってきた方であったり、高齢の方でお仕事リタイアされて、そのあとの時間を使って世話人をするということで、職員の質のところでは研修が十分ではなかったことにより、障がい特性を十分理解することなく、支援に入られた結果、虐待につながっているのではと、事例によっては感じているところです。

#### ○委員

ありがとうございます。私も以前、福祉の現場で働いていたので、そのようなことがあるということは何となく理解をしています。だからこそ、何かの手立てを打たなければいけないのではと思います。見えない空間になっているわけですから、おそらく通報されていないケースもあったり、まだ表に出ていないケースももっと隠れているのではないかと思います。

だからこそ、法人で研修をされる方にここに課題があるのだということ明確にする必要がある。ただ単に人手が足りないから、他職種から、来ている人が多いからということに対しても権利に関する研修をするであったり、人員の在り方に対しても何かの手立てを考えていかないと、きっと今も辛い思いをしている当事者がいるのでは。それを考えていかなければいけないと思います。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

#### ○委員

今の委員のご意見を踏まえてなのですが、私の息子が3年前にグループホームに入りました。重度の言葉のない息子ですから、非常に心配をしています。今言われたように世話人さんが複数入られて、資格が要らないということもこのような状況になることは当然なのですが、もっと不安に思っていることは、サービス管理責任者の要件が非常に緩いのです。ほかの事業所等の専属で常勤勤務をしていても、その方がサビ管として月に20時間という短い勤務で、サビ管の資格を取られるということを知りました。

月に20時間くらい入って来られて、重度の息子の生活の個別支援計画やモニタリングをしっかり書くことができるのかというと、絶対に書けるはずがないので、本当に当事者としては、もう少し要件を高めていただき、しっかり見ていただいて暮らしを守っていただくことができると虐待が少なくなるのではないかと考えています。以上です。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございます。サービス管理責任者研修のことに触れられているのですが、事務局から何かありますか。

#### ○事務局

生活基盤推進課です。今、委員から指摘があったとおり、グループホームの従業員、サービス管理責任者については、国の障害者部会で資格が必要ではないかということが話し合われているため、1、2年後にはそれが反映されるのではないかと考えています。併せて、大阪府としても世話人研修等を実施しているので、今後、虐待も含めてですが、一人でも多くの人にその意義を知ってもらえるように努力をしていく予定です。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。私の所も能勢町・池田市でグループホームを運営しているのですが、なかなか管理者の私が行くことのできない状況になっていて、不適切に身体拘束をするという事案があって、今年度（令和7年度）通報したのですね。管理者の資格要件を高くするのも一つの解決策ではないかということ私の経験から思っています。

ほか、何かありますか。はい、委員。

#### ○委員

大阪狭山市福祉政策グループです。私の経験ですと、やはりグループホームは、夜間の管理体制が1人ないし2人体制であったりする所が多かったりとか、利用者さんが体調を崩されたりとか、不穏になられた時にそこに手を取られてしまい、他の方への対応がおろそかになっているという事案もあり、その時にドアに鍵をかけてしまった事例を聞いたことがあります。

さきほど世話人さんの資格がとか、職員の質がということも聞いたのですが、大学生のアルバイトが夜間に1人で勤務をしていたりとか、サービス管理責任者がすぐに駆けつけることができない状況がグループホームにはあるため、夜間はブラックボックスの状況になっているという現状を現場で聞いてきたことがあります。

その場合には、市町村としては指導體制として早急に何か研修をすとか、こちらから職員を行かせる形で対応をしているのですが、職員がすぐに入れ替わってしまうため、なかなか定着しないということも一つの問題ではないかと考えています。以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございます。今の委員の発言から、事務局は補足ありますか。

#### ○事務局

生活基盤推進課です。今、委員からも指摘のあった箇所、一つはAIを福祉でできないかという提案を大阪府ではいただいているのですが、ただ、有効性があるのかということがあり、人手が足りないというところで、どうやってそれを補うことができるかということをいろいろな事業所から提案はあるのですが、それが現場にどのくらい馴染むのかということがあります。介護保険ではそれを取り

入れて、夜間の体制を行っているということもあるため、今後、そのことも視野に入れなければいけないのではないかと考えているところです。

#### ○部会長代理

世話人さんの年齢も 70 歳を超えた人もたくさんいて、障がいの分野とまったく違う方もおられます。人柄が大事だと思っているため、専門的な知識や障がいに対する理解は、年数が経てばできてくると思うのですが、他いかがですか。

では、この議案はいったん、打ち切らせていただきます。続いて、市町村における障がい者虐待防止の取組について、今回大阪市が発表されるということで、よろしくお願いいたします。

#### ○大阪市

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課です。今日は、市町村における障がい者虐待防止の取組ということで、大阪市の取組について報告いたします。短い時間ではありますが、よろしくお願いいたします。着座にて報告いたします。

まず、①大阪市の概要及び虐待の対応状況、②大阪市の虐待防止センターの体制について、簡単にお伝えし、③虐待防止の取組と課題について報告いたします。

スライド3です。①「大阪市の概要及び虐待の対応状況」ですが、人口は約 280 万人、世帯数は約 165 万世帯、障がい者手帳所持者数、サービス受給者数はお手元の資料のとおりです。

スライド 4 ですが、令和6年度の養護者による虐待の相談・通報・届出ならびに虐待と判断した件数についてです。令和6年度の養護者による虐待での通報件数は、756件でした。なお、令和6年度の通報件数は、大阪府全体で 2,024 件で、全国の都道府県別で最も多い件数となっていますが、そのうち約 37 パーセントが大阪市という状況です。また、虐待と判断した件数は 55 件で、通報件数のうち約 7.3 パーセントを虐待と判断しています。次でもお示しますが、全国と比べても警察からの通報件数割合が高く、また、警察からは、わずかでも疑いのある段階で通報が多数寄せられているため、虐待と判断したケースの割合としては、少なくなっているものと考えられます。

スライド5です。「養護者による虐待の相談・通報・届出者について」です。本市への通報が一番多かったのは、警察からの通報で、637 件、約 84.3 パーセントと非常に多くなっています。次いで、本人による届出が 31 件、施設・事業所の職員が 27 件、相談支援専門員が 20 件となっています。

スライド6です。「虐待の類型別件数について」ですが、虐待と判断した件数は 55 件で、そのうち身体的虐待が 23 件と最も多く、次いで、経済的虐待が 22 件、心理的虐待が 18 件となっています。

スライド7に移ります。「障がい者福祉施設従事者等による虐待について」です。令和6年度の相談・通報・届出件数は、97 件で、虐待と判断した件数は 24 件でした。

スライド8です。「施設従事者等による虐待の主な通報者」ですが、本市では、当該施設・事業所の設置者・管理者からが 29 件と最も多く、当該施設・事業所に関係する職員からの通報をすべて合わせると、5割近くになっています。

スライド9です。「施設従事者等による虐待の類型別の件数」ですが、身体的虐待が17件と最も多く、次いで心理的虐待が8件となっています。

最後に、「使用者による虐待について」ですが、大阪市への通報件数は18件で、そのうち就労継続支援A型事業所が5件でした。今年度(令和7年度)は、すでに昨年度(令和6年度)を上回る件数を受理しています。

続いて、スライド11です。本市においては、大阪市障がい者虐待防止センターの体制ということで、本市においては障がい者虐待防止センターとしての業務を(1)から(5)の機関で分担しており、全体として市障がい者虐待防止センターの機能を果たしています。

スライド12ですが、養護者による虐待は、(1)各区保健福祉センターの福祉業務担当課と、(2)の各区障がい者基幹相談支援センターが窓口となっています。以下、基幹と呼びます。

スライド13ですが、「障がい者福祉施設従事者等による虐待」は、事業者の指定・指導権限のある、(3)大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課が窓口となっています。

スライド14です。「使用者による虐待」は、(4)大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課が窓口となっています。また、地域福祉課では、各区保健福祉センターの後方支援、広報啓発活動などを担当しています。また、(5)として、大阪市障がい者相談支援研修センターと共催で、大阪市障がい者虐待防止啓発講演会を年1回実施しています。これが、今年度(令和7年度)の後援会のチラシです。後ほど、取組の部分でも触れます。

それでは、スライド15から大阪市の取組と今後の課題について報告いたします。大きく4つに分けて挙げました。「各区保健福祉センターの後方支援」、「各種事業の実施」、「広報啓発活動」、「障がい福祉サービス事業所等への啓発」です。3つ目までは、私が所属している、福祉局地域福祉課で行っているものです。

スライド16です。「各区保健福祉センターの後方支援」ですが、虐待対応支援チームとしてサポートを行っています。地域福祉課では、高齢者虐待を担当する保健師の担当係長、障がい者虐待を担当する福祉職の担当係長に加え、会計年度任用職員を3名配置し、一人8区担当区を割り振り、各区担当者からの個別の事例に関する相談や、毎月提出される虐待対応状況を記録した受理簿により対応状況を確認し、必要な助言・指導を行っています。

スライド17です。「研修等の実施」です。各区保健福祉センター及び基幹相談支援センターの職員に対し、毎年、年4回の研修を実施しています。新任職員研修、課長級研修、中堅期研修、事例検討会議ということで実施をしています。新任職員研修は、年度初めの4月に高齢者虐待担当と合同で2回実施しています。終日の研修です。次に、夏前頃に課長級研修を実施しています。例年、外部講師として弁護士に講義をいただくとともに、個人ワーク形式で実施しています。そして11月頃に中堅期研修として、各区及び基幹の実務担当者を対象に、社会福祉士を講師に迎えて講義をしていただき、事例を使ったグループワーク等を実施しています。最後に、事例検討会議ですが、例年は区及び基幹の障がい者虐待担当を対象に、各区の実際に対応したケースを参考に、弁護士、社会福祉士に一人ずつ来ていただき、違った視点でそれぞれの専門家から助言等をいただく研修を実施しています。今年度(令和7年度)は、3月に高齢者虐待担当と合同開催として事例検討会議を

実施します。

続いて、スライド 18 です。各区保健福祉センターへの訪問による実態把握を実施しています。関係記録の閲覧及び担当者とのヒアリングを行い、各区の対応状況を把握し、助言を行うとともに、今後の研修やマニュアル改訂への活用を検討することにしていきます。おおむね、3年で 24 区を回ることを目安として実施をしており、今年度は8区を実施予定としています。選挙が急に入ったため、実施時期が大幅にずれ込んでいますが、実施予定です。

スライド 19 です。各種事業の実施ということで、3つ挙げました。1つ目が「専門相談事業」で、2つ目が「大阪市要介護障がい者・高齢者緊急一時保護事業」、「大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業」として実施をしています。

スライド 20 です。「広報啓発活動」になります。リーフレット、啓発物品としてカレンダーやクリアファイルを作成し、関係機関等にも送付し、啓発活動へのご協力を依頼しています。また、ハンドブックとして、小冊子を作成するとともにホームページにも掲載し、印刷できるようにしています。続いて、先ほど紹介した、大阪市障がい者相談支援研修センターとの共催で、本市で活動するすべての方を対象として講演会をウェブ配信形式で開催しています。ウェブ配信としたことで、多くの事業所で所内研修として取り入れておられるようで、昨年度は、参加者が 1,530 人となりました。今年度も2月 24 日まで配信しています。本市ホームページでも案内をしているので、ぜひご興味のある方はお申し込みをお願いいたします。

スライド 21 です。「障がい福祉サービス事業所等への啓発」についてです。障がいのある方の中には、誰かに伝えたり相談したりすることが難しい方もいるため、第三者の通報が虐待の早期発見のためには重要です。先ほどの令和6年度の障がい者虐待の対応状況でも説明しましたが、運営指導課に寄せられた、虐待が疑われる通報のうち、半数以上が施設等の従事者からの通報であることから、障害者虐待防止法における通報義務が浸透してきたと考えていますが、さらに従事者の理解を深めるために、指定時研修や毎年の集団指導において啓発し、通報義務の浸透を図っていきたいと考えています。

スライド 22 です。今後の課題ですが、まず、広報・啓発の在り方についてです。講演会については、参加者数や施設従事者の方からの通報が増えつつある状況から、一定の成果をあげているように感じられます。その他、啓発物品等をさまざま作成していますが、虐待の早期発見・通報義務などのメッセージが、市民の皆様に、広く、効果的に伝わっているのかといったことが見えづらい状況にあります。虐待通報件数と、必ずしもイコールにはなりませんが、虐待通報件数が年々増加傾向にあることから、虐待に対する認知は着実に上がってきていると感じています。限られたマンパワーのため、より効果的な広報啓発活動になるよう今年度（令和7年度）の区訪問においては、そういった点についてもしっかりと区担当者の意見を聞き、柔軟に対応を検討していきたいと考えています。

研修についてですが、担当者が適切に判断し、迅速に対応するためには、やはり一定の経験は必要ですが、区によって人口等のばらつきもあり、通報件数が少ない区もあります。そのため、実践的な内容となるよう研修内容については今後も検討していきたいと考えています。

また、大阪府主催の研修も多数開催をいただいております。本市の研修日程と時期が重複する

こともあり、担当者の研修参加が負担とならないよう、またすべての研修に積極的に参加できるよう、内容等も含めて、今後、大阪府の担当者の皆様にもご相談に乗っていただきながらより充実した研修となるよう検討していきたいと考えています。

そして、各種事業についてですが、緊急一時保護の空室確保については、同時期に複数の一時保護が重なり、対応に苦慮する時期もありました。また、費用面でも空室確保のために固定費がかかっているため、他の自治体の一時保護事業等の実施状況も参考にしながら、また、適切に分離保護が行えるよう、自治体間での連携についても、今ここで初めてお話をしますが、大阪府の担当者の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。

あとは、ホットライン事業の認知度の向上ということで考えています。

最後のスライド 23 ですが、障がい者福祉施設従事者等による虐待では次のような制度上の課題があります。一つは、先生方からもお話がありましたが、資格や経験がなくても従事できるサービスがあり、短時間バイトなどの人材を活用する事業者も増えてきていることです。これらの人の中には、十分な知識や技術を習得しないまま、直接支援を行うケースがあり不適切な支援につながっています。もう一つは、マンションタイプのグループホームのように、玄関を閉めると第三者の目が入らず、虐待の発見が遅れる環境が増えてきています。これら、制度上の課題については、指定基準の厳格化などを国に要望していきたいと考えています。

以上、雑ばくで駆け足の報告となりましたが、大阪市の障がい者虐待防止の取組と課題について報告いたしました。今後とも大阪府担当者の皆様には、大変お世話になりますが、ご指導よろしくお願いたします。

また、本日出席の皆様から、貴重なご意見が頂戴できましたら、幸いです。ご清聴ありがとうございました。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございました。大阪市から報告があったのですが、今後のために何か、意見等あればお願いたします。

大阪市の虐待の通報件数と虐待の判断件数は、大阪府の数字に含まれているということで確認しているのです。大阪市の施設従事者の虐待で、大阪府ではグループホームが多いということなのですが、大阪市もやはりグループホームの通報件数が多かったのですか。それを聞きたいと思いますが、よろしいですか。

#### ○大阪市

大阪市運営指導課です。委員が言われるとおり、大阪市でもやはり、グループホームが一番多いです。次いで最近、児童系が出てきています。

#### ○部会長代理

放課後等デイサービスがそうですね。奈良県で報道があったりして。委員のほうで何かあります

か。せっかくの機会ですので。どうぞ。

施設従事者の虐待の箇所で見ると、認定率というのかな、相談があって虐待と判断している認定率が23パーセントくらいあったと思うのですが、大阪府も、虐待通報があって判断されたら20パーセントくらいは、虐待の判断とする比率になっているのですか。これが多いか少ないかは、私はよくわかっていないのですが。

#### ○事務局

大阪府生活基盤推進課です。大阪府もおよそ2割の判断率で、そのくらいで推移している状況です。

#### ○部会長代理

わかりました。他にありませんか。

なければ時間も限られているため、次の議題に移りますが、私は、冒頭に説明するのを忘れていたことがあり、障害者虐待防止法の第39条に基づき、関係機関との連携・協力体制を整備するために設けられたものがこの部会であるということを改めて皆様と確認をし、議題4に移ります。「関係機関の取組状況について」です。私は最後に報告をいたしますので、横に座っておられる委員から反時計回りをお願いいたします。

#### ○委員

大阪府警本部人身安全対策室です。大阪府警で対応している障がい者虐待事案の現状と取組を説明いたします。

まず、現状です。統計数値により説明をいたします。なお、警察では統計数値について、年度ではなく年で集計していますのでご注意ください。また、令和7年の数値については、現在集計中のため、令和6年の取扱いを説明いたします。

改めて、令和6年中の大阪府下の障がい者虐待事案の対応件数については、1,687件。前年比でプラス185件。約12.3パーセントの増加になっています。依然として右肩上がり数値が伸びていますが、警察としても認知をすれば、先ほども説明があったかと思いますが、わずかでも虐待と思えば事実を確認、通報ということで対応しています。

また、取組に関しては、虐待事案を含む人身安全関連事案については、被害者の安全確保を最優先に警察本部と警察署が連携をして、迅速かつ的確な組織的対応を図っています。

事案の認知は基本的には、警察署で110番通報や警察署に通報が入ってきたりする形で認知をし、取り扱いますが、警察署で取り扱った全件を警察本部に速報を求めています。事案概要を含めて、どのような措置を取っていくかということで警察署と本部が連携をする体制を取っています。

そのため、警察本部の中には、24時間体制で業務を行う初動支援班というものを設置しています。ここが緊密に連携し、警察署からの報告を確認し、必要な指示であったり、場合によっては、警察署が忙しくて事案対応ができないといった場合は、支援に赴いたりということで、被害者の保護

であったり、加害者の検挙にあたっています。

虐待事案の対応については、今後も自治体と関係機関の皆様との緊密な連携が重要と考えています。今後とも引き続き、協力をいただきたいと思います。警察からは以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。続いて、お願いいたします。

#### ○委員

大阪府精神障害者家族会連合会です。病院内での虐待がたくさんあり、病院内での虐待がこの障害者虐待防止法の中に含まれず、医療の分野で解決されるということで、病院で当事者が通報しても、精神病の症状だと決めつけられることも多いし、病院の虐待があって、看護師さんが何回もリークされた件も、結局上層部の院長、副院長が辞めて、それで幕引きということが多々あります。

虐待の証拠がないと言われることについて、私たちも大阪府の意見交換会等で発言していますが、患者さんの親がセクハラまがいで、娘が訴えて発覚したとしても、結局、証拠がないということで退けられて、どうにもならない状況がたくさんあります。

NHKで放送があった虐待は、虐待した支援員がからかった動画を撮影し、それが証拠でつかまり、本人の撮影が証拠となりました。病院内で「証拠がない、証拠がない。」と退けられるため、私たちも非常に悩んでいます。

今後、その点も何か手立てがあれば皆様のご協力をお願いいたします。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございました。では、委員、お願いいたします。

#### ○委員

大東市立四条小学校校長です。学校現場ですが、例えば今日の観点だと、先生が子どもに虐待をするのかどうかというあまりそのケースはなくて。それはもう生徒指導に関する考えが昔と大きく変わっているからです。一つは、体罰をして何か言うことをきかせるということ自体が、それだけを行ってもまったく効果はないということがかなりわかってきているため、子どもの困り感に寄り添った指導をしなければいけないとか、その子だけではなくて、集団全体を指導しなければいけないという、文部科学省では自己指導能力といっているのですが、「今、これをして良いのかどうか、自分たちで考えなさい。」という方針が変わってきています。先生方もいろいろと聞いていると、叩いて指導するということはありません。

ここ数年虐待通報の資料を見ていると、私は小学校なので、子ども自身がそもそも困り感を持っていないのだけれども実はいろいろと困っていることがあるとか、そのもやもやを言語化できない、特に4年生くらいにならないとなかなか言えなかったりするため、親御さんから「実は困っている。」と言われるケースがよくあります。その中で親御さんが非常に苦勞をされて、何とか我が子にこれら

を勧めたい、させたいと思うのですが、それがなかなか通じなくて、思い余って手を出してしまう。それで警察に通報されたりとか、学校へ来た時にその子が「先生、昨日こんなことがあったんだけど。」と言ってそこから動き出すケースが割と多いのではないかと思います。

親に関してですが、お父さん、お母さんの子育ての関わり方によるものかなと思うのですが、お母さん一人で抱えているケースが見られ、完全に任されているのかどうかはわかりませんが、例えば、きょうだい3人いるのだけれども、皆少し大変だと。それを何とかしなければいけないのだけれども、すべてお母さんに乗っかってくる状態があったり孤立しているということで、それがしんどくなり虐待につながる。中には、「このままだと子どもに手を出してしまいそうです。」と子ども家庭相談支援センターに電話をする方もおられるので、孤立しているということと、ここに対して学校からは直接行くことが難しいのだけれども、中央子ども家庭センターや家庭児童相談所、学校にはスクールソーシャルワーカーがいるので、そのあたりと連携をしながら、お母さんも支えていながら、子どもに関しては今、通級指導教室というものがあるため、そこにうまくつながって、何とか生活に困らないように、困りごとが少しでも減らせるように活動しているところです。以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。委員、お願いいたします。

#### ○委員

弁護士会です。弁護士会は先ほど申し上げたとおり、アドバイザー事業というものを社会福祉士会と一緒に行って、大阪府下の市町に出掛けて行ってはアドバイスをしています。

また、紹介にもありましたが、私は、昨年(令和7年)の6月に大阪府の研修を担当いたしました。その時のテーマは虐待対応のスキルうんぬんというよりは、むしろその虐待対応をしたことによって起きる法的アクションに対してどのように対応していくかという話をしました。

障害者虐待防止法が施行されてもう長いのですが、例年、養護者であったり、親族あるいは本人からいろいろな法的アクションを起こされることが増えてきました。例えば、一定の処分をする事に対する審査請求であったり、情報公開請求であったり、個人情報の開示請求や、あるいは損害賠償請求などですね。行政の中でも許認可を扱っていて、その許認可を失効させたり与えたりしている所は、自分たちのやっていることは行政処分であるという意識が強くて、このような法的なアクションに慣れているところがあるのですが、おそらく福祉部門の方はそうではないことが多くて、自分たちが行っていることは、行政処分であるという意識が薄いのがゆえに、本来あるべき手続きが疎かになったりして、そこで足元をすくわれたりすることがありがちなですね。

そこをきっちり和我々弁護士を使っただいて、このような研修などを行ってもらえると、安心して皆様が虐待対応を進めていけるのではないかと思いますので、大阪府も引き続きそのような支援を市町村に対してしていただければと思います。以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員

大阪狭山市福祉政策グループです。大阪市のお話を聞かせていただき、大阪狭山市でも警察からの通報が今一番多くなっています。本当に些細なことでもお知らせいただけるということで大変助かっています。今年度(令和7年度)に関しては、今のところそのような通報はほとんど挙がってなくて、起こった事例で言うと、親子げんかの延長のような形で、親子両方で手帳を持っておられたということが1件ありました。

警察との連携について、とてもよくしてくださっていて、いろいろなことを相談しているのですが、警察もそうだし、私どももそうなのですが、異動があり、属人的な対応にならないようにだけは気をつけたいと思って対応をしています。また、大阪府の研修も全職員に受講させて、皆が対応できるようにということで心掛けています。以上です。

○部会長代理

ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員

一般的な医師の立場から言うと、基本的には、虐待についてフロントラインで直接診つけることがある医師はあまり多くないと思います。外傷がその通報につながるような現場で働いている医師は、たくさんの事例をご存じかと思います。基本的な対応としては、研修を医師会ではきっちりとさせていただき、機会をもって様々な場所で会員に知らせるようにはしています。

これからはまた、支え手側の人材不足がすごく大変なことになってくる時代になると、いろいろな場所でいろいろな問題が出てくる可能性があるので、十分注意して見ていきたいと思っています。以上です。

○部会長代理

ありがとうございました。では、委員、お願いいたします。

○委員

大阪手をつなぐ育成会です。大阪手をつなぐ育成会は、当事者団体の親の会の活動と社会福祉法人で障がい福祉事業を行っています。

親の会の活動は、子どもの権利を護ったり、社会生活ができるようにというセミナー、研修会を行っています。社会福祉法人のほうでは、虐待が起これないようにという研修を、職員を含め管理職や理事に、時間を取って研修をしています。

私は、当事者の立場からお話をしたいと思っています。障害者虐待防止法が施行された時に私たち親は、とてもうれしかったと思います。なぜかという、養護者に寄り添ってくれる制度ができた

思ったのです。しかし、なかなか育てにくいという障がいのある子どもを持つ親の立場としては、今、委員が言われたように産んでしまった責任が肩に乗ってきて、家族は子どもの責任を持たないといけないのかということを感じながら生活をしているところです。

障害者虐待防止法ができた時は、私たちも周知のチラシを手にする機会もたくさんあったのですが、このごろは、「養護者虐待が多いですよ。」という数値は目にするにはあるものの、どれが虐待なのか、子育て中のお母さん方に届いているのかということに非常に疑問に思っています。

大阪市さんの発表でも 22 ページで「広報啓発の在り方」をお話いただいたように、当事者は困っている、親は本当に孤立してもうどうして良いかわからない、相談する場所はあるけれども、うまく情報をキャッチしている人はできるのですが、情報をつかむということになかなか出会えない人が苦しくなって、虐待に至るということが多いのではないかと思います。

だから、親もそうですが、障がいのある本人にもわかりやすい学ぶ機会というものがあれば良いと思っています。

チラシを読んだりすることは、文字離れもあるため、若い方には動画や、YouTube 配信などで「これが虐待ですよ。」というだけではなくて、どのような相談場所があって、どこで情報提供をしているか、どこに行けば良いのかしっかりと相談できる場所を提示してもらうことがとても有効だと思います。

毎年、養護者虐待が一番多いと言われることが本当にもう親の立場として心が痛くて、何とか養護者虐待が減るように大阪府で取り組んでいただければと思っているので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございました。委員、お願いいたします。

#### ○委員

大阪社会福祉士会です。会としては、先ほど説明があったとおり、弁護士会と一緒に大阪府下の虐待の専門職派遣を行っています。それ以外にも、会員に関しては、基礎研修やばあとなあの研修の中で権利擁護に関する研修などを行いながら質の向上に努めています。

研修に来る方は、しっかりと学ぶのですが、学ぼうとしない人だったりとか、自分が虐待をしているかもしれないということに気づこうとしない人に対してどのようにアクセスをしていくかということが非常に大切になってくると思っています。

虐待をされる方は、自分にも怒りの部分があると思うのですが、しかしその怒りは、権利の主体者が相手にあるということを理解していなくて、自分の思いどおりにならないとか、自分の常識から外れているというところで怒りというものが出て来て、「どうしてできないのだ。普通はこのようにするではないか。」と思います。「できないのではなく、やりたくない場合もあるのではないか。」ということが、なかなか理解できないのかなと思っています。だから、その場合、どのようにその人の価値観にアクセスをしていくかを考えることが大事ではないかと思っています。

先日、会として当事者からお叱りを受けました。会としては、できることを行っていたという理解なのですが、例えば、手話通訳に関して、ヒアリングの時にもマンツーマンで付けて欲しいということ。それまでの研修でその方に対して手話通訳を付けていたのですが、40万円ほど通訳費がかかっていて、これ以上は過度な負担になるため、合理的配慮を超えるのではないかと、筆談をさせて欲しいと言いました。しかし、相手さんは、そこは違うだろうということで、どこまで会は理解しているんだ、きっちりとしたコミュニケーションが取れず、合理的配慮をしないということは虐待と同じだということ言われています。ここは、会としても一応、理解はしているのだけれども、ない袖をどうするのかということは、10年後、20年後には当たり前になっているのかもしれないと感じながら、対話を続けることが大事だと思っています。

視覚障がいのある方からも、研修がある時に駅までは行ける、改札までは出ることができるのだけれども、「初めての場所は方向がわからないので迎えに来て欲しい。」ということを別の公的な機関の研修の時にお問い合わせしたものの、「それは個別対応のため、できません。」と断られたと。しかし、そのたった10分ほどの距離に対して、同行援護をつけるというよりは他に使いたい。「この要望は合理的配慮ではないのですか。」という問い合わせがあった。

こういった権利をしっかりと僕たちが認識をした中で、対話を持って、専門職が考えるのではなく、身近な地域にどのくらい権利の侵害というものがあるのかということを理解していくための研修が必要になってくると思います。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございました。委員、お願いいたします。

#### ○委員

虐待防止の関連だと、大阪府社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を行っていて、なかには経済的な搾取などの防止ということで利用をされることもあります。精神障がいの方や、知的障がいの方が使われている比率が多くなっていて、精神の方が4割くらい、知的の方が3割くらいを占めています。

待機者もあり、費用的な部分で手当てができなくて、職員体制が取れないため、利用したいというニーズはあるけれども、そこに応えることができないことがあります。職員自体もなかなか定着の部分で難しく人材不足の問題もあります。ICTやAIも進んできているので、そのあたりでどのように福祉の分野でうまく取り入れていくことができるのかということも課題だとは思っています。

あとは、養護者虐待の話で、やはりお母さんが一人で抱え込んでしまって、虐待に至ってしまったりと、孤立の問題も大きいのではないかと思います。社会福祉協議会では、孤立を防ぐということや、地域の子育てサロンのような所でいろいろな情報交換をしながら、一人ではなく地域の皆と一緒に支えていとか、スクールソーシャルワーカーからコミュニティソーシャルワーカーにつながり一緒に地域で支えていくという体制づくりもしていこうと取り組んでおり、養護者虐待をどのようにすれば防ぐことができるのかを一緒に考えていかなければいけないと思っています。

地域の皆様と一緒に支えあえる地域を作っていくということに対して、どのように理解を広げていくかということが大きな課題だと考えています。

○部会長代理

ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員

大阪府身体障害者福祉協会です。当会の構成ですが、市町村の会員が私どもの会員なのですが、直接の会員にはなっていないため、各市町の会長が私どもの会員という組織です。そのような組織のため、各市町で、虐待にしろ合理的配慮の件にしろ、対応いただいています。

市町では対応してくれない冷たい態度であったということで、時々、電話が掛かって来ます。会員なのか、非会員なのかわからないのですが、病院へ行った聴覚障がいの方が、自分の意思がなかなか伝えられないと。公的な病院、大きな病院だと、手話通訳を必ず置いているのですが、町の小さな医院に行くと手話通訳がないと。

ボヤキになるのか、要求になるのか、要望になるのかわかりませんが、視覚障がい者にはガイドヘルパーという制度があり、病院等についてきてくれます。どこへ行っても介護してもらえる。しかし、聴覚障がい、ある程度文字が書ける人は問題ないのですが、そうではない聴覚障がいの方が各市役所に言っても対応してくれない。だから、手話通訳を付けている病院のように一人一人に必要な時に手話通訳を付けて欲しいという意見もありました。これは要求になると思うのですが、そのような話も聞いています。

あと、グループホームですが、この中で男女別々に生活をしているのですが、夜の介護人さんが、人がいないからかもしれないが、女性の所に男性の介護人さんがついている場合があります。30歳くらいの子どもさんを預かってもらっている親からすると、非常に心配だということです。虐待、性的暴力というのでしょうか。それを心配されています。そのため、女性の介護者を付けてほしいと言ってこられるのですが、これは市のほうに言うと良いのではないかとということで市に振るのですが、市で対応をしてくれないため、私どもの所に言ってきたと思うのです。これだけに限らず、いろいろな対応をしています。

○部会長代理

ありがとうございました。委員、お願いいたします。

○委員

虐待防止なのですが、今日遅れたのも、まさしく虐待防止のケース会議をしていて、それでいろいろと話をしていました。

虐待の通報があった場合は、本町の障がい福祉課とか介護保険課とか、各関係機関を集めてケース会議を開催し、今後、どのように対応をしていくかを話し合うことがよくあります。

来週の木曜日ですが、年に一度必ず自立支援協議会の地域生活支援拠点部会というものがあり、そちらで虐待研修を行っています。町内の障がいの事業所の職員の方々も参加して、およそ 80 名くらいの研修会を行って啓発にも努めています。以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。最後に私が申し上げます。

私は、施設を運営している事業者の立場です。人材確保のことだけ最初に少し言いますと、知的の入所施設の施設長会議が3カ月に1回あるのですが、およそ 30 施設くらい参加していただいています。外国人採用について、5年くらい前に話をすると、半分もいかにないくらいが外国人を採用していたのですが、この1、2年で 30 施設のうち半分以上が採用していて、外国人の力が必要な状況になっているということを皆様と共有しておきたいと思います。

今年度（令和7年度）、知的障がい者の入所施設で、5月と7月に虐待がありました。我々の団体に加盟してくれている施設です。報告を受けています。紹介すると、5月の事案は、行動障がいのある女性の利用者に頭部を押し倒す行為や、布団をかぶせて押さえつけるような行為があったということで、その虐待をしたスタッフは、経験7年の女性の支援員でした。

なぜ、発覚したかということ、女性の利用者に傷があり、どうして傷があるのか調査をしていくと、そのスタッフが虐待をしていたということです。この女性支援員は、強度行動障がいの研修を受けているということでした。

7月の事案は、夜勤専従の4年目の男性スタッフで、行動障がいのある18点の点数の利用者だったのですが、食事の介助をしていると、立ち上がったたり座ったりしているのですね。それも行動障がいの中に見られるのですが、立ち上がったところを止めようと思い、叩いてしまったということです。それを見ていたのが4月に入ったばかりのスタッフで、どうすれば良いか悩んだのでしょね、上司に伝えました。その施設は、カメラもあったので、カメラに映っていて発覚した事案です。

調査をしていくうちにその夜勤専従のスタッフは、別の強度行動障がいで、点数でいうと16点ある利用者に、身体虐待をしていたということが発覚して、この2人の援護の実施機関が違うため、2つの市から調査をされたという状況です。

虐待の通報をして、市町村の担当者が我々の所に来るのですが、虐待をしていない他の職員にとっては、非常に負担になるのですね。「どうしてこのようなことが起こったのだ。」「どうしてなのだろう。」と雰囲気が非常に悪くなるという状況になっています。

5月と7月の施設は、過去に新聞報道がされた施設でした。7月の所は、死亡事故を起こしたという事案です。このように過去に虐待の事案を乗り越えた施設でも、年数が経てば再発してしまいます。我々施設長会議でもどうしようかと頭を悩ませますが、現実はそのような状況です。

我々が知りたいことは、虐待が起こったあと、どのように再発防止に向けて話し合われたかということです。「施設長会に出席している事業所に伝えてくださいね。」ということはこの2つの事業所には伝えているため、どこかの時点で報告を受けたいと思っています。今はそのような状況です。

各委員の皆様からいろいろな意見をいただきましたが、各委員の発言の中で、気になる箇所があ

れば、まだ時間はあるため、お願いいたします。いかがですか。女性のホームに男性が入ることは、僕は絶対にいけないと思うのですが、これについては大阪府、どのように考えていますか。

#### ○事務局

令和6年度の報酬改定の制度改定の中で、異性介助については、本人の意思をしっかりと確認したうえで、ということを改めて明確化されたため、もし大阪府にその話があった場合は、そこがきちりとされているかどうかということは確認をして、できる限り異性の支援は避けていただければということを事業所等にも連絡しています。

#### ○部会長代理

委員、聞かれていかがですか。

#### ○委員

はい。グループホームだけではなくて、日中、生活介護にも通っているため、どうしても介護がたくさん要ります。トイレも介助の方がいないといけないし、大便のあとなどはお手伝いがいるため、同性介助を基本として私たち利用者の親の立場でお願いをしています。異性が支援するという事は、やはり非常に心配なので、できるだけこの事業所も気をつけていただければと思います。

#### ○部会長代理

はい。ありがとうございます。何かありますか。

ICT化に関しては、あんまり家族さんが施設に来られない方には、SNSで「このような感じで支援をしていますよ。」「このような表情ですよ。」ということをするように心がけて、できるだけ家族さんとの信頼関係を築くよう努めています。家族との良好な関係が築けていれば、家族さんに助けてもらうような状況もあると信じているので、そのあたりは気にしています。

#### ○委員

今の話に沿っていないのですが、警察通報が多いというところで、行政から虐待防止センターといった看板を挙げてくださり、それも国からの義務ということで、どこの市町村にも概ね虐待防止センターがあると思うのです。しかし、実際に子どもが暴れてしまって静めたいなどという場合に行政が飛んできてくれるかという、どうしても対処をするのは警察になってしまっていて、当会でも家庭で何件か虐待事案が起こってしまったのですが、結局、行政に電話をするのではなくて、すぐに来てくれることから警察を頼りにしたという実情があります。

そこを行政は、発覚してからの後追いで、「では、なぜ起こったのですか。どのようになりましたか。」という、虐待が起こってからのあとの対応ばかりが行政の仕事になっていないのか。私たちが虐待しないで良い、その芽の間に、子育てに伴走してほしい、障がい特性のことを知ってほしいという理解啓発をもっと取り組んでいただければ、警察にお願いする機会も少なくなるのではと思っていますと

いう私の意見です。

○部会長代理

はい。ありがとうございます。警察は、行政の担当者と一緒に行くのではないかと思っていたのですが。

○委員

重度の知的の人の中で、パニックになってしまうと、家の中でもガラスを割ったり、物を投げたりしてしまい、どうしても親の力だけではおさめきれなくなり、どのようにすれば良いのだろうかとなった場合に、昼でも夜でも警察に通報をすると、3人、4人とたくさんの警察の方が来てくださり、パニックになっている本人も、制服を着た警察が来るとハッと我に返って静まったりとか、押さえきれない場合も押さえ込むのではなく、本人を取り囲むという方法でガラスを割らないように対応をしてくださったりするので、家庭内で暴れてしまった時は、何件も警察にお世話になったという報告をいただいています。いつもありがとうございます。

○部会長代理

はい。ありがとうございました。我々も入所施設を運営しているのですが、大阪府内で、入所施設の待機者 1,000 人を超えているのですよ。我々もこれからどんどん頑張って、入所者を地域へ戻していくという使命があるのですが、なかなか。先ほどの人材確保や、50 名の入所者のうち15人が行動障がい 18 点以上で、10 点以上が 40 何人いるから、なかなか難しいのですが、何とか頑張ってやっていきたいと思っています。

何かありますか。では、最後に締めていただけますか。

○委員

今、行政の仕事が起きてしまった虐待の対応に終始してしまっていないかというコメントがあり、確かにそこは目立つところではあるのですが、この前、8050問題をテーマに高齢者虐待の担当課の人たちの話を聞く機会がありました。「50」のほうで精神障がい、知的障がいのあるお子さんもいらっしゃるけれども、どのようにすれば8050間での虐待を防ぐことができるかということを、皆様話をされていました。その場では、起きてしまったあとにできることは限られているということが皆の共通認識になっており、なぜ「50」の人が今までどこにもつながらずにいるのだろうかということをもっとよく行政が考えるべきだろうということを皆、口々におっしゃっていました。発生した虐待の対応に終始するだけではよくないということは、行政側も非常に意識をしておられるというように私も感じましたので、ぜひ、期待をしたいと思っています。以上です。

○部会長代理

はい。ありがとうございました。委員の皆様も貴重な意見をありがとうございました。今日の部会には、市町村の方も来られているので、皆様と一緒に共有をして、障がい者虐待防止の推進、それ

から、市町村における障がい者虐待防止研修をする際の参考にしていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

では、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局

委員の皆様には、長時間にわたる熱心な議論と貴重な意見をいただき、厚く御礼申し上げます。これをもって「令和7年度大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。